

固定資産現所有者申告書

年 月 日

(宛先) 平塚市長

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、平塚市市税条例第25条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

申告者 (現所有者) ※相続人代表者	氏名	ふりがな				所有者 (被相続人) との続柄	
			個人番号				
	住所						
生年月日		年	月	日	電話番号	-	-

所有者 (被相続人など)	氏名	ふりがな		死亡年月日	
				年 月 日	
	住所				

現所有者 (代表者以外の相続人)	氏名	ふりがな				被相続人 との続柄	
	住所						
	氏名	ふりがな				被相続人 との続柄	
	住所						
	氏名	ふりがな				被相続人 との続柄	
住所							
氏名	ふりがな				被相続人 との続柄		
住所							

備考欄						
相続登記の予定 (あり・なし) 年 月頃						

※記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。

※市処理欄

課長	担当長	チームリーダー	担当者	確認

本人確認	
番号確認	
代理権確認	

【裏面あり】

【注意事項】

- 1 「現所有者」とは、所有者として登記または登録されている人が死亡している場合に、その土地または家屋を所有している人のことで、通常は相続人が該当します。
- 2 遺産分割が完了するまでは、その土地または家屋は法定相続人全員の共有となります。固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税」という）は、相続人全員が連帯して納税義務を負います。
- 3 相続登記がされるまでの間は、この申告書に記載の現所有者に固定資産税が課税されます。申告者（相続人代表者）に納税通知書及び納付書が送付されます。
- 4 この申告は、固定資産税の課税に係るもので、土地または家屋の相続登記、相続税の申告とは関係ありません。相続登記は登記所での手続きが必要です。
- 5 未登記家屋の所有者変更については、別途手続きが必要です。

【必要書類】

- 1 申告者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- 2 申告者の個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）
- 3 被相続人の出生から死亡までの登録されていた全ての戸籍（除籍）謄本の写し、または法定相続情報一覧図の写し（登記所が発行したもの）
- 4 相続の内容が確定している場合は次のいずれかの書類
 - (1) 遺産分割協議書が作成されている場合
遺産分割協議書の写し、法定相続人全員の印鑑証明書の写し
 - (2) 遺言がある場合
公正証書遺言書、または家庭裁判所の検認を受けた遺言書等
- 5 相続権を放棄している場合は次の書類
相続放棄申述受理通知書の写し、または相続放棄申述受理証明書の写し
※相続放棄している方は、現所有者の欄に記入しないでください。